

## ○厚生労働省令第四十五号

消費生活協同組合法（昭和二十二年法律第二百号）第十二条第四項第三号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月五日

厚生労働大臣 田村 憲久

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のよう改訂する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）	（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）
<b>第十一條</b> 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。	<b>第十一條</b> 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。
一 物品を供給する事業 次に掲げる場合 イ・ヘ （略）	一 物品を供給する事業 次に掲げる場合 イ・ヘ （略）
ト   社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を行う取組を行なう組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合	ト   社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を行なう組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合
二・三 （略）	二・三 （略）

附 則  
この省令は、令和三年四月一日から施行する。